

# 産業廃棄物の中間処理場

産業廃棄物  
処理業者名

千葉県知事許可第

号

産業廃棄物  
の種類

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
(コンクリートくずに限る)(特別管理産業廃棄物であるものを除く)  
汚泥(生コンクリートに限る)(特別管理産業廃棄物であるものを除く)

処理の方法

破砕及び固化による中間処理

管理者名

連絡先